

## 空き家対策について

空き家対策について、令和元年度の実績及び令和2年度の新たな取り組みを報告する。

### 【令和元年度の実績】

#### 1 空き家対策の取り組み状況（【別紙1】）

空き家対策の取り組みとして、啓発・相談・指導・適正管理・流通や除却に至るまで幅広く実施した。

### 【令和2年度の新たな取り組み】

#### 2 危険な老朽空き家等の除却

##### （1）老朽空き家等除却促進事業

###### ○補助要件等の改正（パンフレット）

より危険度の高い老朽空き家等の除却を促進するため、補助対象となる危険度の引上げ（25点以上→50点以上）、接道状況が悪い空き家の面積基準単価の引上げ（13,000円/㎡→21,000円/㎡）、都市機能を誘導する区域内の上限額の引下げ（50万円→30万円）を行った。

###### ○申請受付方法の変更

受付時の窓口混雑解消や新型コロナウイルス感染防止の観点から、一般枠の前期受付について、原則郵送受付とし、また、従前の先着順ではなく、申請期間を設け危険度の高い順に受付。

#### 3 空き家の利活用

##### （1）住まいの安全安心・流通促進事業 — 制度の拡充（パンフレット）

空き家の流通を促進するため、耐震性のある住宅を購入・賃借又は相続し、エコや子育て・高齢化対応に資する改修工事を対象とした補助の拡充（補助率1/6→1/3）や対象工事の追加を実施するほか、若者・子育て世帯等への助成を充実する。

##### （2）空き家等の面的対策の取り組み（【別紙2】）

###### ○モデル事業の推進

3つのモデル地区において、実施事業者が空き家の買い取り、建替え・リノベーションの事業を実施する。

###### ○「(仮称)北九州市空き家等の面的対策に係る拡大実施協議会」の設置

住宅事業者等や地元（自治会）から一定条件を満たす空き家情報を提供してもらい事業実施に繋げる手法の検討を行うために新たに協議会を立ち上げ、その参加事業者の公募（【別紙3】）を行う。

# 空き家対策の取り組み状況

別紙1

R2. 3末時点



### 令和2年度空き家等の面的対策の取り組み（イメージ）

複数のまとまった空き家を面的に対策する新たな取り組み

#### ■「(仮称)空き家等の面的対策に係る拡大実施協議会(令和2年7月公募)」

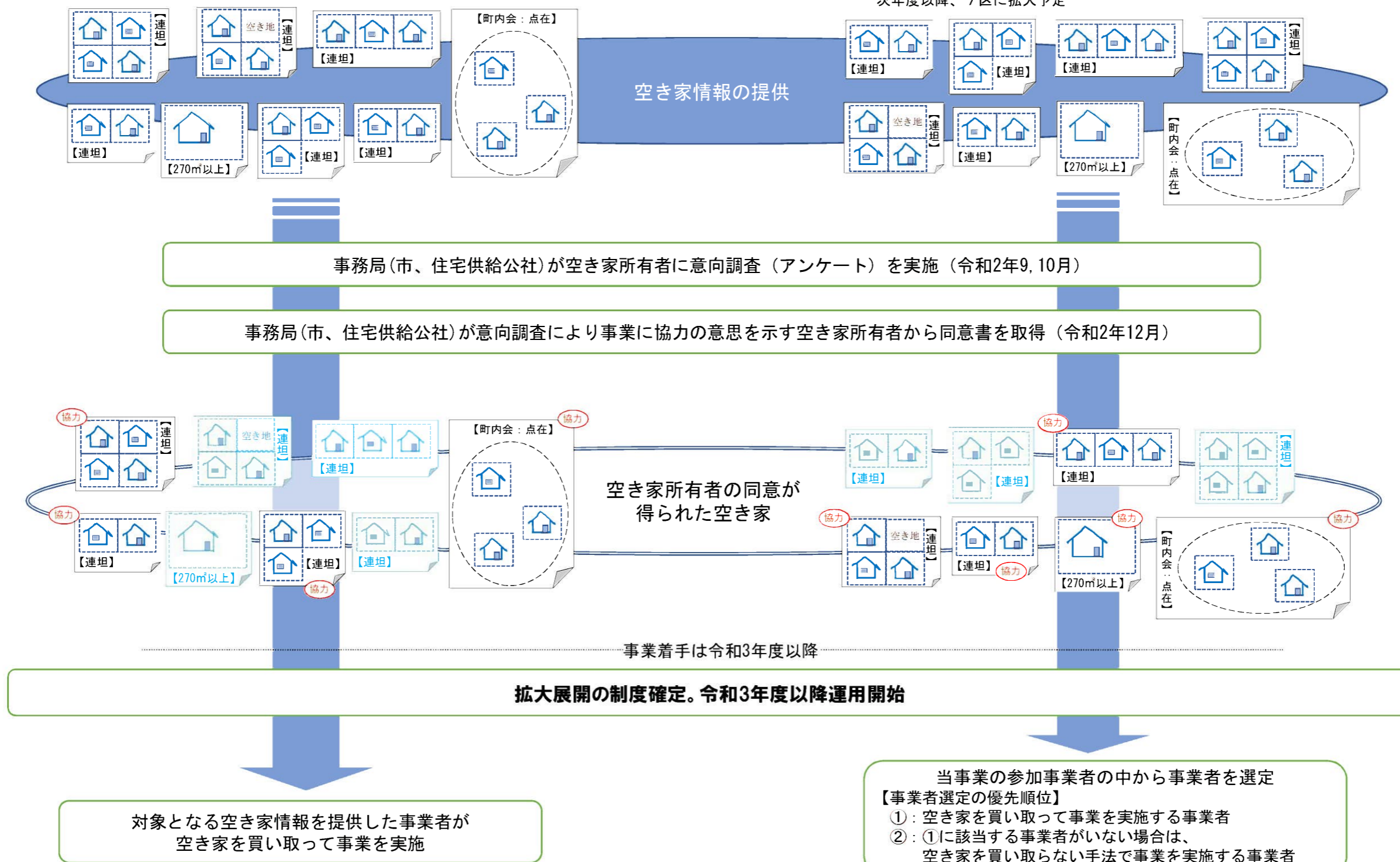
##### 【提供してもらう空き家情報】

- ①居住誘導区域内で、2戸以上の空き家が連坦しているもの（※連坦と同等の敷地規模（270㎡以上）であれば1戸でも可 ※空き家に隣接している空き地も対象とする）
  - ②居住誘導区域内で、5年以上の放置空き家で、一町内会単位で3戸以上点在しているもの
- ※ 地元（自治会）から提供を受ける空き家については、試行として、JR・モノレール駅周辺（半径1,000m圏内）に限る

#### ○拡大協議会の参加事業者から提供(令和2年9月)

#### ○地元(自治会)から提供(令和2年10月)

※令和2年度は試行として、対象区を2区（門司区、八幡東区）に限定して先行実施し、次年度以降、7区に拡大予定



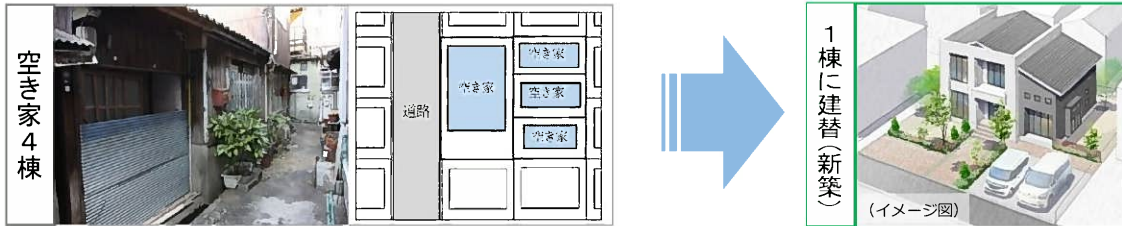


－地元（自治会）・住宅事業者等・北九州市の3者が協働する新たな空き家対策－  
**空き家等の面的対策「拡大実施協議会」の参加事業者を公募します！**

### 1 空き家等の面的対策とは

個々の空き家のみでは敷地が狭く進まない再整備を、面的にまとめることにより進めるものです。市は、相続人の特定が困難なケース等所有者情報にアプローチできない状況を解消すべく空き家所有者の調査や所有者への売却の意向確認・同意取得を担ったうえで、市が空き家所有者を住宅事業者につなぎ、建替えやリノベーションを推進する全国初の取り組みです。昨年度から、3か所のモデル地区で開始しています。

【取組み例】モデル地区：戸畑区三六町の一部



### 2 「拡大実施協議会」の公募について（詳細については、市ホームページ掲載の募集要項をご確認ください。）

#### (1) 協議会の取り組み

- ・面的対策をより広く展開するため、今回新たに設置する協議会の参加者（住宅事業者）及び地元（自治会）\*が、市の求めにより空き家情報を提供します。  
※ 地元からの情報の提供は、試行として門司区・八幡東区の一部から始めて段階的に全区に拡大する予定。
- ・市は収集した空き家情報から、所有者の意向調査等を行い、まとめて売却の同意が得られた空き家について、情報提供者がこれを買取り、建て替え等を行います。
- ・協議会の参加者にとっては、市が所有者へのアプローチをとりまとめて担うため、住宅事業者のみでは事業化が困難と判断していた個々の空き家について、まとめて再整備を手掛けることができることが参加する利点となります。

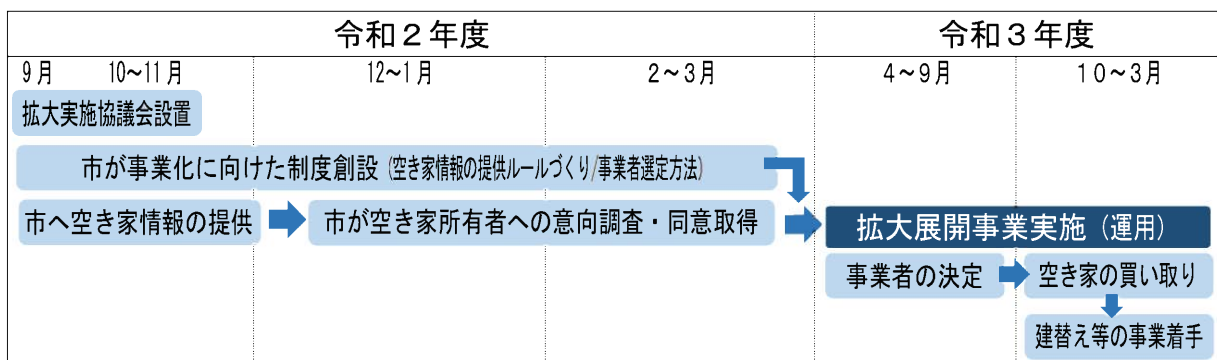
#### (2) 協議会への主な参加資格（市内に本店・支店のある企業等が対象）

- ・「空き家」「空き地」を買取り、建替え等をして販売する等の実績がある企業や企業を会員とする団体や「空き家の相談対応や活用提案」の活動実績がある法人

#### (3) 募集スケジュール

- ・募集要項の公開・受付開始 令和2年7月22日（水）→ 結果の決定 9月7日（月）

### 3 事業スケジュール（予定）



【問合せ先】建築都市局 空き家活用推進室

電話 582-2777 担当：彌榮、長門